

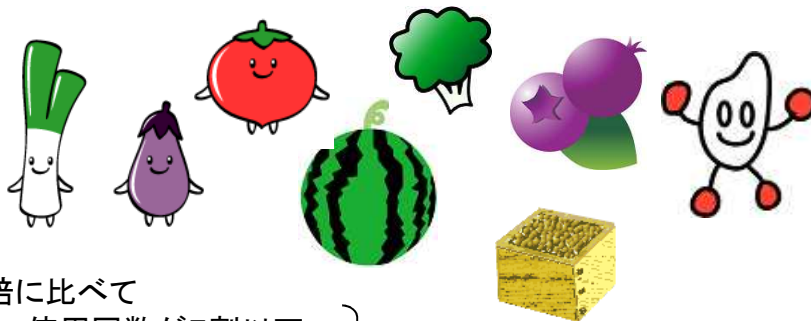
# 鳥取県特別栽培農産物認証制度とは

本制度は、農薬や化学肥料を削減するなど一定の要件を満たして生産された農産物を特別栽培農産物として、県が認証するものです。

この制度によって、消費者の信頼を高めるとともに、環境にやさしい農産物の生産を促進します。

## 認証の対象農産物

米、豆類、果実、野菜、茶等



## 特別栽培農産物とは

農産物の栽培期間中に通常の栽培に比べて

①化学合成農薬を使用していないか、使用回数が5割以下

②化学肥料を使用していないか、窒素分量が5割以下

で栽培された農産物です。  
(①、②両方の条件を満たしていること)

		農薬		
		不使用	5割以上削減	慣行
化学肥料	不使用	<b>特別栽培農産物</b>		適用の範囲外
	5割以上削減			適用の範囲外
	慣行	適用の範囲外	適用の範囲外	適用の範囲外

## 使用できる農薬・化学肥料の種類

対象農産物	農薬		化学肥料	使用制限期間
	化学合成	天然系		
農薬・化学肥料とも不使用で栽培された農産物	×	×	×	前作の収穫後から当該農産物の収穫まで
農薬不使用・化学肥料5割以上減で栽培された農産物	×	×	△	〃
農薬5割以上減・化学肥料不使用で栽培された農産物	△	○	×	〃
農薬・化学肥料ともに5割以上減で栽培された農産物	△	○	△	〃

注)○は使用可、△は通常の栽培の5割以下に削減、×は使用不可

# 認証のしくみ

## 生産の前に

生産登録申請書 ※3月の申請は3月10日までです。

3月※・5月  
8月・11月

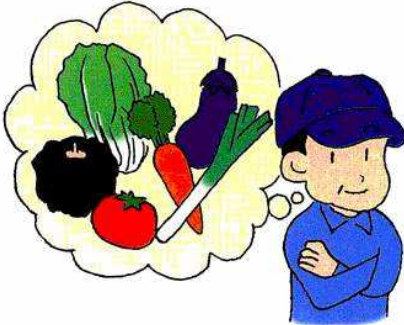
農業者

地方事務所

県(生産振興課)

承認

審査分科会



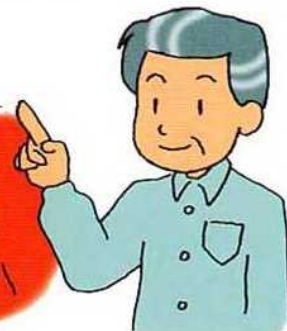
## 生産の時に

〇〇農産物生産ほ場  
栽培責任者 〇〇〇〇  
確認責任者 〇〇〇〇

ほ場看板の設置  
栽培管理記録記帳



栽培責任者  
(生産者)



確認責任者  
(生産状況の確認)

## 出荷の時に

認証された農産物に表示票を貼って出荷  
出荷記録  
表示票使用状況の記録



# 県認証マークのほか国のガイドライン による表示も併せて行います

ラベルや店頭での表示の他に、消費者が商品選択の際に、農薬等の使用状況について、その内容を店舗等で確認できる場合は、インターネット(ホームページのアドレス)表示などの方法が可能です。

## 表示例1

農林水産省新ガイドラインによる表示		
特別栽培農産物		
節減対象農薬: 当地比7割減		
化学肥料(窒素成分): 栽培期間中不使用		
栽培責任者: ○○○○		
住所: 鳥取県○○町△△△		
連絡先: Tel. □□-□□-□□		
確認責任者: △△△△		
住所: 鳥取県○○町◇◇◇		
連絡先: Tel. □□-□□-▽▽		
節減対象農薬の使用状況		
使用資材名	用途	使用回数
□□□□	殺菌	1回
◇◇◇◇	殺虫	2回
▽▽▽▽	除草	1回

注: 使用資材は原則として商品名ではなく、主成分を示す一般的名称を表示します。

## 表示例2

農林水産省新ガイドラインによる表示
特別栽培農産物
節減対象農薬: 当地比8割減
化学肥料(窒素成分): 当地比9割減
栽培責任者: ○○○○
住所: 鳥取県○○町△△△
連絡先: Tel. □□-□□-□□
確認責任者: △△△△
住所: 鳥取県○○町◇◇◇
連絡先: Tel. □□-□□-▽▽
(農薬量等使用状況)
<a href="http://www.tokusai....jp">http://www.tokusai....jp</a>

インターネット等で問い合わせ(ただし、消費者が店頭で確認できること)

## 問い合わせ

問い合わせ先	所在地	電話番号	ファクシミリ
農林水産部農業振興戦略監 生産振興課	鳥取市東町1丁目220	0857-26-7415	0857-26-7294
東部農林事務所	鳥取市立川町6丁目176	0857-20-3553	0857-20-3561
東部農林事務所八頭事務所	八頭郡八頭町郡家100	0858-72-3808	0858-73-0136
中部総合事務所農林局	倉吉市東巖城町2	0858-23-3166	0858-23-3134
西部総合事務所農林局	米子市糺町1丁目160	0859-31-9642	0859-31-1083
西部総合事務所日野振興 センター日野振興局	日野郡日野町根雨140-1	0859-72-2007	0859-72-2072

## 県認証(表示票)のマーク

県が認証した特別栽培農産物には県の認証マークを貼って出荷することができます。

■鳥取県表示票（大:縦60mm×横80mm、中:縦35mm×横45mm、小:縦20mm×横25mm）



## 県認証シールの有償販売

### 1 販売の時に必要となる書類

「鳥取県特別栽培農産物生産登録通知書」を提示してください。

本年度、収穫する農産物であることを書類で確認するため提示していただきます。ただし、1年以上前に発行した生産登録通知書では、シールは販売できませんので御注意ください。

### 2 販売場所

販売場所	所在地	電話番号	ファクシミリ
東部農林事務所	鳥取市立川町6丁目176	0857-20-3553	0857-20-3561
八頭県土整備事務所	八頭郡八頭町郡家100	0858-72-3811	0858-72-3244
中部総合事務所地域振興局	倉吉市東巖城町2	0858-23-3983	0858-23-3425
西部総合事務所地域振興局	米子市糺町1丁目160	0859-31-9633	0859-31-9639
西部総合事務所日野振興センター日野振興局	日野郡日野町根雨140-1	0859-72-2085	0859-72-2072

### 3 販売価格

シール規格	価格(シート当たり)	シート当たりのシール枚数
大(縦60mm×横80mm)	17円	6枚
中(縦35mm×横45mm)	25円	24枚
小(縦20mm×横25mm)	30円	70枚